

質問書に対する回答

令和 7 年 5 月 28 日

件名：岸和田市例規システム等賃貸借及び例規データベース更新業務委託に係る公募型プロポーザル

上記公募型プロポーザルにおける質問書に対する回答は下記のとおりです。

番号	質問	回答
1	初期構築の対象となるデータの内容現在日をお教えください。	令和 7 年 7 月 4 日とします。
2	現行のシステム構築時以降、現在までの改正内容の登載方法については、過去例規の確認・閲覧機能を有するものであれば、特に搭載の方法は問わないものという理解でよろしいでしょうか。※前回プロポーザル時のご回答を参考にしております。	過去例規の確認・閲覧機能を有するものであれば、特に登載の方法については問いません。
3	プレゼンテーションについて、出席人数に上限はありますか。最大 5 名での出席を希望いたします。	最大 5 名での出席であれば、差し支えありません。
4	岸和田市様の議案、新旧対照表のサンプル Word データをそれぞれご提供いただけないでしょうか。	本市の議案については、本市市議会のホームページ（ https://www.city.kishiwada.lg.jp/site/gikai/giansyo7.html ）においてご確認ください。 新旧対照表については、別紙をご確認ください。
5	システムはインターネット環境での稼働を想定しておりますが、よろしいでしょうか。	お見込みのとおり。

新旧対照表

改正後	改正前
○岸和田市行政手続条例 平成10年 3 月20日条例第 5 号 改正 平成12年 2 月29日条例第 3 号 平成12年 6 月23日条例第27号 平成25年 3 月26日条例第 5 号 平成27年 3 月20日条例第17号 岸和田市行政手続条例 目次 第 1 章 総則（第 1 条―第 4 条） 第 2 章 申請に対する処分（第 5 条―第11条） 第 3 章 不利益処分 第 1 節 通則（第12条―第14条） 第 2 節 聴聞（第15条―第26条） 第 3 節 弁明の機会の付与（第27条―第29条） 第 4 章 行政指導（第30条―第35条） 第 4 章の 2 処分等の求め（第35条の 2） 第 5 章 届出（第36条） 附則 第 1 章 総則 （目的等） 第 1 条 この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行	○岸和田市行政手続条例 平成10年 3 月20日条例第 5 号 改正 平成12年 2 月29日条例第 3 号 平成12年 6 月23日条例第27号 平成25年 3 月26日条例第 5 号 平成27年 3 月20日条例第17号 岸和田市行政手続条例 目次 第 1 章 総則（第 1 条―第 4 条） 第 2 章 申請に対する処分（第 5 条―第11条） 第 3 章 不利益処分 第 1 節 通則（第12条―第14条） 第 2 節 聴聞（第15条―第26条） 第 3 節 弁明の機会の付与（第27条―第29条） 第 4 章 行政指導（第30条―第35条） 第 4 章の 2 処分等の求め（第35条の 2） 第 5 章 届出（第36条） 附則 第 1 章 総則 （目的等） 第 1 条 この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行